

世界と伍する研究大学専門調査会議事運営規則（案）

令和3年3月24日  
総合科学技術・イノベーション会議  
世界と伍する研究大学専門調査会

（専門調査会の運営）

- 第1条 世界と伍する研究大学専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び総合科学技術・イノベーション会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。
- 2 専門調査会の運営にあたっては、文部科学省の協力を得るものとする。

（会長）

- 第2条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

（委員の出欠等）

- 第3条 専門調査会に属する議員又は専門委員（以下「専門調査会委員」という。）が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させ、又は他の専門調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。
- 2 専門調査会を欠席する専門調査会委員は、会長を通じて、当該専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる委員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

（議事）

- 第4条 専門調査会は、専門調査会委員の過半数が出席しなければ、専門調査会を開くことはできない。
- 2 議事は、出席した専門調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（公開）

- 第5条 専門調査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により専門調査会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 会長は、専門調査会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、専門調査会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

## 世界と伍する研究大学専門調査会の設置について

令和 3 年 3 月 1 6 日

総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第 2 条第 1 項に基づき、  
総合科学技術・イノベーション会議に世界と伍する研究大学専門  
調査会を設置する。

世界と伍する研究大学専門調査会は、世界と伍する研究大学を  
実現するために必要な制度改革及び大学ファンド事業に係る制度  
について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第 1 条第 1 項に基づき、  
総合科学技術・イノベーション会議に、世界と伍する研究大学及  
び大学ファンド事業について調査・検討を行う専門委員を置くこ  
とにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

1. 検討事項

- 世界と伍する研究大学を実現するために必要な制度改革
- 大学ファンド事業に係る制度

2. 調査・検討期間

おおむね1年間を目途として、世界と伍する研究大学及び大学ファンド事業の調査・検討の結果を取りまとめる。

(参考2)

○総合科学技術・イノベーション会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕  
（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。